

2002年度広島市予算編成に あたっての要望書

広島市長 秋葉忠利 殿

2001年11月8日 提出

日本共産党広島市会議員団

団長	皆川恵史
幹事長	中森辰一
	石川武彦
	村上厚子
	中原洋美

予算要望書の提出にあたって

2002年度（平成14年）広島市当初予算の編成にあたり、市政に対する市民の切実な願いに基づいて要望書を提出します。

小泉内閣が発足して半年間、日本の経済・景気の悪化が急速にすすみ、個人消費、設備投資、失業率、中小企業の倒産、経済成長率など、どれをとってみてもマイナス、史上最悪という深刻な数字が並ぶ状況となっています。この経済の悪化は、小泉内閣の「構造改革」路線①中小企業の倒産と失業を激増させる「不良債券の早期最終処理」、②大企業のリストラ応援などの「競争的な経済システム」づくり、③社会保障改悪など国民負担を押しつける「財政構造改革」が国民の所得と消費、内需を冷え込ませた結果です。

このような日本経済の危機的状況に加えて、今回の米国での同時多発テロ事件により世界経済が悪化し、日本経済の危機は一層深刻になっています。わが党はこういうときだからこそ、これまでの大企業中心の政策を改め、国民生活を最優先させる政策への転換によって日本経済の民主的再建を図ることを強く訴えています。

このような状況の中で、平和の問題でも、市民生活を守る問題でも、市民に直接責任を負う広島市政の役割は大きいものがあります。

今回の米国の同時多発テロ事件は、地球文明と人類社会に対する攻撃という性格をもつものであり絶対に許されないことです。このような凶悪なテロを根絶することは21世紀の人類の生存にかかわる問題です。日本共産党は、国際テロ根絶のために、米国中心の軍事報復路線に反対し、国連という国際社会の場で、国際的な同意と団結のもとにテロ勢力を追い詰めることを主張し、世界各国の政府首脳に書簡を送りました。憲法9条をもつ日本は、このような危機的状況に際して、いまこそ国連中心の対応というイニシアチブを発揮するときです。現実に強行されている米軍のアフガニスタン軍事攻撃は、当初の目的からも外れ、まさに報復戦争そのものです。無差別殺りくの同時テロは憎むべき犯罪です。だからといって、テロとは無関係な人々を殺傷したり、病院を爆撃したり、無差別殺傷兵器クラスター爆弾を住宅地に打ちこむ権利はどの国にもありません。軍事報復はテロと報復の悪循環隣、テロ犯罪をはびこらせるだけです。

いまやテロ根絶・軍事攻撃反対の声は国の内外で大きく広がっています。ところが小泉内閣と与党三党は、米軍の報復戦争を無条件に支持し、「テロ対策」に乗じて憲法違反の海外派兵を一気に実行に移すために、去る10月29日参戦法案の成立を強行しました。

憲法を破壊し、被爆都市ヒロシマの核兵器廃絶・恒久平和の理念を踏みにじる小泉内閣の暴挙は断じて許されません。さきに秋葉市長は、米国大統領等への書簡の中で、「憎悪と暴力の悪循環を断ち切ること」、「直接武力に訴えるのではなく・・・考えられるすべての可能性を試してみる時間は残されている」、「国連決議により国際刑事組織を」と強調されていますが、この姿勢を堅持されて、引き続き世界各国首脳と日本政府に対して働きかけられることを要望します。

いよいよ来年度は、秋葉市政になって4年目を迎えます。市長の暮らしや福祉・医療・教育等の公約は、今日の情勢のもとで益々緊急な課題となっています。

日本共産党市会議員団は、市長の公約が早期に実行されることを要望するとともに、広範な市民各層、団体と共同して市民の利益擁護のためにさらに奮闘する決意です。市当局におかれては、来年度の市予算の編成にあたり、以下の要望事項を積極的に取り入れていただくよう強く要請します。

2002(平成14)年度の広島市予算編成にあたっての要望書

1、不況打開、雇用拡大、中小企業支援など緊急対策をすすめる

- (1) 「市財政健全化計画」において、市民サービス部門などは一律カットしないこと。
市長の公約である福祉・医療・教育予算の拡充は、不況対策、雇用拡大の決め手であり、この予算を大幅に増額すること。高速道路事業、港湾建設、都市再開発事業等の大規模事業は事実上「聖域扱い」となっているが、これを抜本的に見直し財政再建を計画的に推進すること。
- (2) 市長の公約通り市独自の中小企業向け直接融資制度を早期に実施すること。
- (3) 公共投資は生活密着型を最優先、市営住宅の修繕、歩道整備、福祉施設や学校の整備修繕など、中小業者への発注率を高める。当面、契約金額で75%を目標にする。
- (4) マツダなど大企業のリストラは、地域経済に大きな影響を与えている。大企業の社会的責任をはたさせるためにも、自治体への事前報告、自治体との事前協議を義務付ける条例制定など、リストラ規制対策について国に申し入れること。市とマツダとの定期協議の内容は公表すること。
- (5) 市独自の雇用拡大計画をたて実施すること。市民の切実な要求を土台にして、教職員・保育士・ホームヘルパー・消防職員等の増員や、特養ホームの増設、市営住宅の増・改築、生活道路の整備、森林保全計画等の市独自の実効ある雇用拡対策を行なうこと。
- (6) 消費税の増税計画に反対し、当面、食料品等の非課税化を国に申し入れること。

2、次の芸予地震など災害にそなえる施策を

- (1) 芸予地震の結果からも今後も激震が予測されており、学校や福祉施設等の公共施設の耐震調査を徹底し公表するとともに、老朽施設の改築・補修工事を早急に実施すること
- (2) 民間の建築物や個人の住宅の耐震調査を行政主導で実施し、補修工事については他都市の制度も参考にして融資助成制度を創設すること。特に民間の入院施設をもつ医療機関については耐震調査や補修工事に対する補助制度をつくる。
- (3) 新設された「土砂災害防止対策法」で危険地域と指定された宅地の移転補償については県にも働きかけて市独自の助成制度を新設すること。
- (4) 広島は危険地域が全国一に多い地域であり、砂防堰堤の建設、急傾斜地対策など、防災工事の次年計画をたて実施すること。

3、介護保険制度の抜本的改善を

(1) 国に対して介護保険制度の改善を求めること

- ① 住民税非課税者をはじめ低所得者の保険料・利用料の免除・軽減をはかること。
- ② 要介護認定において、身体機能偏重でなく本人の総合的な実態、住環境、家族の状況及び意思など、介護の必要度の総合的な状況にもとづく認定方式に改める。
- ③ 特別養護老人ホームの建設など、不足する介護サービス基盤を緊急に整備する。
保険料滞納者への介護サービスの切り捨て、保険証の取り上げなどの制裁措置を行なわないこと。

(2) 市独自の施策の拡充について

- ① 本人非課税の人の利用料は、新規利用者も含め、すべてのサービスについて 負担を3%に引き下げること。
- ② 他都市で実施しているように、第3段階で本人非課税の人の保険料の減免制度をつくること。
- ③ 重度障害者への医療系サービスの利用料補助制度を福祉系サービスにも拡大すること。
- ④ ホームヘルパーの増員、特別養護老人ホーム増設などの「2004年の目標」を前倒しで早期に達成すること。
- ⑤ 市福祉サービス公社のホームヘルパーは常勤とし、公的責任が果たせる事業体にする。当面、市の財源支援を増やし、ホームヘルパーの報酬等を引き上げること。
- ⑥ 重度心身障害者など、限度額を超えるサービスを利用しなければ生きてゆけない人に対しては、一般財源による上乘せ制度を新設すること。
- ⑦ 第三者機関によるオンブズパーソン制度を新設すること。

4、福祉・医療の拡充を

- (1) 市独自の老人医療費補助制度については、元の所得基準に戻し制度を復活させること
- (2) 小児医療の充実のために、市長の公約どおり市立の総合的子ども病院を早期に建設すること。諸外国の子ども病院の先進地を視察し計画に活かすこと。
- (3) 市長の任期中に乳幼児医療費助成制度を、小学校入学前まで拡充すること。
- (4) 原爆被爆者の待機者が増加しており、新しい原爆特養ホームの建設を急ぐこと。
- (5) 障害者対策を強化すること。
 - ① 福祉タクシーの助成額を増額し、タクシー利用ができない人や介護人には「ガソリン券」を支給すること。
 - ② 補装具の交付は無料にすること。
 - ③ グループホームの整備については、基本計画の目標を早期に達成するとともに、他都市のように市独自の補助制度をつくること。
 - ④ 「市公共施設福祉環境整備要綱」や「福祉のまちづくり環境整備事業」を大幅に見直し、景気対策として適用事業の予算を大幅に増やすこと。
- (6) 来年度も保育料の凍結・引き下げを実施すること。また、必要な地域に保育園を増設すること。
- (5) 地域の実情に見合って希望者が留守家庭子ども会に入れるよう、必要な地域での新・増設を行なうこと。当面、空き教室の活用も考慮すること。また、すべての留守家庭子ども会にクーラーを早急に設置すること。未設置校の児童館を早急に増設すること。
- (6) 国保料滞納者に対しては納付相談に応じ、医療を受ける権利を保障すること。国保料の申請による減免制度と、一部負担の減免制度は今後も維持すること。資格証明書の発行については、人の生命に係わることであり滞納者の実態に即して柔軟に対応し、市の裁量権を発揮して、みだりに乱発することがないようにすること。
- (7) 高齢者、障害者が安心して入居できる市営住宅を増やすこと。当面、市営住宅入居者の実態にあわせた必要な住宅改造は市費で実施すること。民間の住宅改造についても同様の措置をとること。

5、教育行政について

- (1) 市長の公約である少人数学級を早期に実現すること。市独自で教員を増やす計画をたてること。
- (2) すべての学校で不登校・いじめ・体罰・暴力を根絶するために、徹底した実態調査を行

- うこと。子どもたちにとって学校を楽しい場所になるよう対策をたてること。
- (3) つめこみ教育をやめて、基礎学力を養うよう新学習指導要領の見直しを国に要求する。子どもの権利条約のテキストを児童・生徒全員に配布し、学習を全校で計画的に行なうこと。
 - (4) 中学校給食については、全校実施を早期に達成すること。給食を教育の一環として位置付けられるよう給食率を高めるよう改善策を検討すること。そのために子ども、保護者、先生の意見をよく聞くこと。
 - (5) 国歌、国旗については法制化されたが、学校現場で強制することは憲法に基づく良心の自由と両立しないので強制しないこと。国や県の指導があるといえども平和都市広島理念を守り、学校現場で強制しない方針を確立すること。
 - (6) 老朽化した学校、危険校舎等の改善を急ぎ、年次計画を明確にして実施すること。この数年間の改善実績を明示されること。
 - (7) 学校の空き教室については、高齢者施設、保育施設等への活用を積極的にすすめる。「空き教室活用調整会議」の議題と内容を公表すること。
 - (8) 第2市立養護学校を新設すること。

6、市民合意の街づくりを

- (1) 高速道路7路線の建設は、次世代に莫大な借金を残すだけでなく、環境破壊につながる恐れが十分あるので、東部線以降の計画中の道路建設は中止すること。江波地区など住宅密集地帯を通過する南道路建設計画は、地元住民の合意を得るまでは事業を凍結すること。
- (2) 国道2号線沿線住民の深刻な健康破壊の実態調査を市と実施し、その後の対策が明らかになるまでは、高架延伸工事を凍結すること。
- (3) JR東広島ヤード跡地利用については、改めて、ドーム球場構想に限らず福祉・医療・教育施設等の導入も含めて、広く市民アンケートを実施すること。
- (4) 広島市には住居系以外の日影規制が無いために長年にわたり紛争が絶えない状況にある。他都市のように住居系以外も対象にした日影規制の対策をたてること。
- (5) 街づくり・区画整理事業は、計画から実施の全段階で情報を公開し、市民合意を貫くこと。川内区画整理事業はいったん凍結し、住民と話合うこと。段原再開発の清算金問題は当初の住民との約束を守り、小宅地権者の負担を軽減すること。補充された新しい審議会でも清算金問題を審議すること。緑井駅前再開発用地については福祉、文化、スポーツ住宅等の用地として活用できるよう住民の声をよく聞いて検討すること。
- (6) 住宅地としての良好な生活環境を守り、住みよい街づくりをすすめるために、法規制を受けない1000㎡以下の大規模小売店等の立地に伴う環境保全の条例を創設すること（東京都杉並区・墨田区等の関連条例・要綱を参照のこと）。
- (7) 採算性が見通しもない資料も提出できないような、出島沖の水深14メートルバースの建設や大型展示場建設は、いったん凍結し、抜本的に見直すこと。

7、市営住宅の建設を

- (1) 公営住宅戸数は、政令市平均と比べても大幅に遅れており、景気対策としても市営住宅の年次計画をたてて増設すること。
- (2) 他都市のように市独自の民設公営の借り上げ住宅制度をつくり、高齢者・母子（父子）世帯・所得の低い世帯、青年向け住宅を保障する。（住宅建設と借上費用とのコストについて比較資料を提示されたい）
- (3) 新住宅市街地開発法を活用し、西風新都などに市直営の団地造成と住宅建設を真剣にすすめること。

8、ゴミ行政・環境保全

- (1) 焼却・埋立てというゴミ処理を、資源化・リサイクル中心のゴミ処理に転換する。
地元住民の合意が得られない白木町の大規模ゴミ埋立地建設計画を撤回し、小規模の埋立地建設の方針に転換を図ること。
- (2) プラスチックゴミの減量方針を明確にすること。ゴミの減量目標は伸び率を抑えるのではなく、現在のゴミ総量を減らすことを目標に取り組むこと。
- (4) ダイオキシンゼロ対策を強化する。特に民間焼却場の施設だけでなく、排気ガス、周辺の土壌・水質等を調査し公表すること。ゴミ量の増加や塩化ビニール等の混入を前提にした、大型焼却場の建設を見直し、自区内処理を基本にした計画に替えること。
- (5) 太田川水系の森林、水源など自然環境を守り水質を保全するために「太田川清流保全例」制定を県・周辺町村によびかける。特に森林保全事業については、雇用対策の位置付けを明確にして必要な財源措置をとること。
- (6) 瀬戸内海のこれ以上の環境悪化を防止するため、県の出島沖産廃処分場計画は、許可せず、県に中止を要請すること。

9、情報公開、入札制度の改善

- (1) 市の食糧費や交際費については接待相手方も含めて全面公開し大幅に削減すること。公文書については原則全面公開とすること。市出資法人及び各種審議会も全面公開とすること。また、マスコミについては、審議会の決定に拘束されず、客観的な報道ができるよう各種審議会の構成員に入れないこと。長年にわたり審議会委員を努める人や重複の多い人については選任の見直しを行なうこと。
- (2) 公共事業の入札制度は、予定価格と低入札価格の事前公表制を取り入れた一般競争入札とすること。随意契約については、その適用基準を明確にし、関連事業ということを名目に同一業者が何回も随意契約できるという現行のやり方は不明朗であり改めること（国のガイドラインを明示すること）。

10、平和行政の推進

- (1) 核兵器廃絶のための国際協定を結ぶよう日本が積極的にイニシアチブをとることを政府に申し入れる。平和市長会議の活動については、一層強化すること。
- (2) 広島港への外国の軍艦の入港を認めないよう県知事に協議を申し入れること。
- (3) 新ガイドライン（新日米防衛協力指針）に基づく「周辺事態法」については、憲法第9条の精神にたつて法の発動を防止するよう最大限の努力を行なうこと。関連する情報はすべて市民に公開すること。
- (4) 被爆地域拡大にむけた長崎市の教訓に学び、被爆者の高齢化が進むなかで一刻も早く黒い雨地域の関係住民の聞き取り調査を実施し、国に対して黒い雨地域指定の見直しを要求すること。市独自の調査についての検討内容を明らかにされたい。
- (5) 市所有の元大正屋呉服店（現レストハウス）、国管理の旧広大理学部建物等の被爆建物・遺跡の保存に努力すること。
- (6) 被爆者援護法に国家補償を明記するよう広島・長崎八者協議会でも再度取り上げることを被爆者の医療特別手当の認定作業を迅速に行なうこと。

(以 上)